平成２５年（フ）第２３号
青森県三戸郡田子町大字田子字野々上43番地の１、前住所青森県三戸郡南部町大字沖田面字沖中16番地３
破産者　常前　寿也
１　決定年月日　平成26年２月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１号
岡山県倉敷市新倉敷駅前１丁目120番地１グランコート21―202号、申立時の住所岡山県倉敷市老松町３丁目９番25―904号　サーパス老松町
破産者　山本　和美（旧姓丸山・福田）
１　決定年月日　平成26年２月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第８５８号
福岡県糟屋郡新宮町原上1516番地５―101号
破産者　平井　深雪
１　決定年月日　平成26年２月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２３号
北海道亀田郡七飯町鳴川１丁目９番13号、開始決定時の住所北海道亀田郡七飯町大川４丁目28番14号
破産者　小野寺　卓
１　決定年月日　平成26年２月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第５５号
山形県米沢市窪田町窪田100―41　雇用促進住宅窪田宿舎２号棟103号、住民票上の住所福島県二本松市油井字一斗内65番地３
破産者　渡邊美知子
１　決定年月日　平成26年２月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第５６号
山形県米沢市万世町牛森4557―14　雇用促進住宅牛森宿舎１―402、住民票上の住所福島県二本松市油井字一斗内65番地３、住民票上の従前の住所福島県二本松市油井字一斗内64番地１
破産者　丹治　慎一
１　決定年月日　平成26年２月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第６３１号
横浜市港南区笹下４丁目１―12　メゾンエスポワール102号室、住民票上の住所横浜市磯子区新杉田町７番地９　花形ベイサイドビル502号
破産者　中本　重文
１　決定年月日　平成26年２月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８９８号
横浜市神奈川区七島町116番地４　フレグランスオノ602号
破産者　木村　　滋
１　決定年月日　平成26年２月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０１７号
横浜市磯子区磯子２丁目９番16―511号
破産者　長浜　英次
１　決定年月日　平成26年２月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４９７号
横浜市港北区篠原町3053番地４　エルム新横浜103、開始決定時の住所横浜市港北区新横浜１丁目17番地２　エルズ新横浜606
破産者　菅野　慈幸
１　決定年月日　平成26年２月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２５号
新潟市東区猿ケ馬場２丁目12―14、開始決定時の住所新潟市東区東中野山３丁目７番７号
破産者　新野　正美
１　決定年月日　平成26年２月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７８号
富山市岩瀬萩浦町37番地、前住所富山市高畠町２丁目２番36号
破産者　河井　俊明
１　決定年月日　平成26年２月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６９号
石川県白山市富光寺町134番地
破産者　野田　耕平
１　決定年月日　平成26年２月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２４７号
大分県由布市挾間町大字北方169―１　コーポアール北方Ａ101号、住民票上の住所大分市大字高瀬602番地の15　田尻グリーンハイツ中央区18組278号
破産者　山本　裕司
１　決定年月日　平成26年２月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５７号
宮崎県小林市堤115番地１ニュー八幡原団地２―203
破産者　山下　弘美
１　決定年月日　平成26年２月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１２１号
宮崎県日向市亀崎東２丁目90番地
破産者　溝渕　博文
１　決定年月日　平成26年２月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部